

所得税の還付申告

こころ



給与所得がある大部分の方は、年末調整で所得税が清算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

確定申告をする

確定申告が還付になる方
 ①災害や盗難、横領により、住宅や家財などの資産に受けられた損害などについて、雑損控除を受ける方
 ②共同基金や日本赤十字社などへの寄附、ふるさと寄附金などにより、寄附金控除の適用を受けようとする方

「e-Tax (イータックス)」をご利用ください

国税庁ホームページで確定申告書などを作成できます
 国税庁ホームページの確定申告書作成コーナー (https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shi/ntoku/shotoku/kakutei.htm) の画面の案内に沿って金額などを入力すると確定申告書などが作成でき、印刷すれば税務署に提出できます。また作成したデータは、e-Tax x 送信用データとして利用できます。

加などによって、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要ですが、給与所得者で給与以外にも収入がある方が還付申告をする場合は、その他各種の収入(退職所得を除く)も申告が必要です。▼それぞれ控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類などを事前にご確認ください。▼還付金の受け取りは、預貯金口座への振り込みをご利用ください(申告者名義の預貯金口座への振り込みになります)。

確定申告書の相談と申告の受け付け

26年分の所得税の確定申告の相談と申告の受け付けは、2月16日(月)～3月16日(月)です。所得税の還付申告は、2月16日(月)以前でも税務署へ申告書を提出することができ、26年分の所得税の還付申告は、1月から申告書を提出できます。

確定申告書の様式

所得税の確定申告書は、提出用・控え用の2枚で1組です。詳しくは東村山税務署 ☎042・394・6811 (音声案内に沿って「2」番を選択してください)へ。



東京税理士会からのお知らせ

『偽税理士』に注意

ドライバーの購入などの事前準備が必要です。同証明書を取得している方は、有効期限内にご確認ください。詳細は e-Tax ホームページ (https://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。詳しくは東村山税務署 ☎042・394・6811 (音声ガイダンスに沿って「2」番を選択してください)へ。



事業者の皆さんへ

従業員の個人住民税は特別徴収で

従業員(給与所得者)の個人住民税は、特別徴収が原則です。都と都内の市区町村では、特別徴収を推進しています。詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777 (内線2333)へ。



介護保険制度で税控除を受けるための申告のご案内

高齢者のおむつ代(医療費控除)の申告

高齢者のおむつ代を医療費控除の対象として税務署に申告する場合は、おむつ代の領収書に添付する書類として、1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告には、市が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

第6期介護保険事業計画などの市民説明会を開催します

市では、現在策定中の「第6期(27年度～29年度)東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に、市民の皆さんの意見を盛り込むよう、市民説明会を開催します。説明会では、計画などの概要を計画では、東久留米市地域

私立幼稚園等就園奨励費・保護者補助金の申請はお済みですか

市では、幼児を私立幼稚園など(学校教育法に定められた幼稚園および都知事認定の幼稚園類似施設)に通園させている保護者を対象に「私立幼稚園等就園奨励費補助金」および「私立幼稚園等園児保護者補助金」を交付しています。また、最近市外から転入し、前住所地で手続きを行ったという方も、改めて東久留米市に申請を行う必要があります。詳しくは子育て支援課子育て支援係 ☎470・7735へ。



障害者控除の認定書の発行

所得税の確定申告や市民税・都民税の申告を行う際に、65歳以上の方で、次の①・②のいずれかに該当する場合は、障害者控除を受けることができます。失禁の発生の可能性があることが確認できる方



また、今回の介護保険制度改正では、地域の高齢者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を営めるよう、介護、医療、生活支援、介護予防を充実するための「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取り組みや、費用負担の公



源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税などの課税対象となります。日本年金機構では、26年中に「老齢年金」を受け取っている方に、源泉徴収票

0422・56・1411へ。詳しくは同年金事務所 ☎

市税などの納付にご協力ください
 2月2日(月)は、市民税・都民税第4期、国民健康保険第7期、後期高齢者医療保険第7期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

申請はお済みですか
 市では、幼児を私立幼稚園など(学校教育法に定められた幼稚園および都知事認定の幼稚園類似施設)に通園させている保護者を対象に「私立幼稚園等就園奨励費補助金」および「私立幼稚園等園児保護者補助金」を交付しています。また、最近市外から転入し、前住所地で手続きを行ったという方も、改めて東久留米市に申請を行う必要があります。詳しくは子育て支援課子育て支援係 ☎470・7735へ。

源泉徴収票が送付されます
 厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税などの課税対象となります。日本年金機構では、26年中に「老齢年金」を受け取っている方に、源泉徴収票